

登録基幹技能者配置資料

工事名： _____

工事名は入札公告の記載どおりに記入してください。

商号又は名称： _____ ○○株式会社

番号	従事工種	登録基幹技能者講習の種類	従事者名	所属会社名
1	○○○○	登録○○基幹技能者	○○ ○○	
2	△△△	登録△△基幹技能者	□□ □□	□□株式会社
3				
4				
5				
6				

受注した場合は、記載した従事工種の1種類以上の工種に登録基幹技能者を配置する必要があります。

一次下請業者が雇用する者を登録基幹技能者として配置する場合、所属会社名を記載してください。

（注）

- 当該工事において、配置する登録基幹技能者が従事する工種を数量総括表（設計書）から抽出し、従事工種名及び当該技能者の受講講習種類を記載すること。
- 登録基幹技能者講習の終了を証明する書類の写しを添付すること。
- 登録基幹技能者が、評価項目算定資料の提出日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを添付すること。
- 記載する登録基幹技能者については、元請業者（特定JVに係る入札における全ての構成員を含む）及び一次下請が雇用する者とする。
ただし、記載の対象となる者は、当該工事への配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人とは別の者でなければならない。
- 受注者は、主要な工種において従事する登録基幹技能者については、その工種の期間の全てに従事させなければならない。主要な工種については、監督員と協議の上決定するものとする。
- 発注者から、登録基幹技能者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
また、受注者は工事の完了日までに様式第10-19号登録基幹技能者の配置実績報告書を提出するものとする。
- 報告書の結果、登録基幹技能者の活用、効果が認められない場合は、工事成績評定要領に基づき工事成績評定点を減ずる措置を講じることとする。
- 当該評価項目について登録基幹技能者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 所属会社名については、従事者が、一次下請が雇用する者の場合に記載すること。

注意事項を必ずご確認ください。

本様式以外に、登録基幹技能者の講習修了証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等を添付してください。

「登録基幹技能者の講習修了証」の見本です。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の 主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
修了年月日 年 月 日	
有効期限 年 月 日	
(登録基幹技能者講習実施機関の 称)	印
(登録番号 第 番)	

評価基準日現在有効なもの
に限ります。

本様式は、入札参加者が評価項目算定資料の提出時に、「様式第10-6号登録基幹技能者配置資料」を提出し評価（加点）された場合、落札後、工事の完成期限までに発注者に提出するものです。
評価項目算定資料の提出時には使用しませんので、ご注意ください。

栃木県知事 様
（〇〇事務所長 様）

受注者 住所
商号又は名称
代表者

登録基幹技能者の配置実績報告書

下記のとおり当該工事において登録基幹技能者を配置しましたので報告します。

記

1 工事名等

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事番号	

2 登録基幹技能者名及び受講講習

登 録 基 幹 技 能 者 名	
登録基幹技能者講習の種類	

3 登録基幹技能者の従事状況

従事した工種	
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施した事項	配置した登録基幹技能者が実施した事項を記載します。 登録基幹技能者が1名以上配置されていなかった場合、工事成績評定点を最大8点減ずる措置を行いますので、予め十分に検討した上で、「様式第10-6号登録基幹技能者配置資料」の提出を判断してください。

（注） 注意事項を必ずお読みください。

- 様式第10-6号の登録基幹技能者配置資料に基づき配置した登録基幹技能者ごとに報告書を作成すること。
- 実施した事項が分かる書類・写真等を添付すること。
- 登録基幹技能者配置資料に記載した者と別の者を配置した場合は、登録基幹技能者講習の終了を証明する書類の写しを添付すること。
- 登録基幹技能者配置資料に記載した者と別の者を配置した場合は、登録基幹技能者が、評価項目算定資料の提出日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを添付すること。ただし、法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写しを添付すること。